

答 申 第 8 8 号
(諮 問 第 8 6 号)

令和 3 年 (2021 年) 1 月 14 日

鎌倉市教育委員会
教育長 岩 岡 寛 人 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和元年 (2019 年) 6 月 11 日付け鎌教委文施第 208 号で諮問のあ
った下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 30 年（2018 年）1 月 15 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「北鎌倉隧道緑の洞門 平成 26 年 7 月 29 日の文化財専門委員会議事録概要」について、実施機関鎌倉市教育委員会が平成 30 年（2018 年）1 月 22 日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、非公開とした情報のうち、別表に掲げる情報は公開することが妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 30 年（2018 年）1 月 15 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「北鎌倉隧道緑の洞門 平成 26 年 7 月 29 日の文化財専門委員会議事録概要」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 30 年（2018 年）1 月 22 日付け鎌倉市教育委員会指令文第 69 号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 30 年（2018 年）2 月 14 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年（2018 年）2 月 14 日付けで提出した審査請求書、同年 3 月 29 日付けで提出した反論書、令和元年（2019 年）7 月 25 日付けで提出した意見書及び令和 2 年 8 月 24 日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大

要次のとおりである。

- ア 実施機関による本件処分は、市民に対し、知る権利を保障し、かつ、説明責任を果たすことの重要性にかんがみ、行政文書の公開に関し必要な事項を定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政の透明性を向上させ、市民参加の下における公正で民主的な市政を推進することを規定する、条例第1条に違反している。
- イ 文化財専門委員会（以下「委員会」という。）における鎌倉市指定有形文化財（以下「文化財」という。）の指定についての協議内容を公開することによって、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれは少なく、また委員会での委員会参加者の発言も、公開することにより市民の間に混乱を生じさせるものではない。逆に非公開によって市民は知る権利を奪われ、市民の間に無用の憶測や流言飛語が生まれ、混乱が生じている。
- ウ 条例第6条による非公開情報があったとしても、公開することによって、広く市民の意見を文化財の指定理由に反映することができることから、「公益上特に必要があると認めるとき」に該当し、当該行政文書を公開することができるとする、条例第8条の規定を適用すべきである。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成30年（2018年）3月7日付けで提出された弁明書及び令和2年（2020年）8月24日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 審査請求人の本件処分が条例第1条に違反するという主張に対しては、指定する文化財名のみならず、その所有者、所在地、指定する理由も公表していることから、指定に対する透明性も担保しており、同条に抵触していない。
- (2) 委員会における文化財の指定についての協議内容は、公開すると委員会参加者が自由かつ率直に意見交換をすることができず議事を運営していくことが困難になるおそれがあり、また、その発言を公開することにより、市民に不正確な理解や誤解を与え、混

乱を生じさせるおそれがあることから、条例第6条第3号に該当する。

- (3) 審査請求人は、条例第8条を適用し公開すべきと主張するが、自由な意見交換を妨げてでも公開して得られる公共的利益は特にないため、「公益上特に必要があると認めるとき」にあらず、条例第8条を適用しなかった。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件処分対象文書は平成26年（2014年）7月29日に実施された平成26年度第2回文化財専門委員会の議事録である。

本件処分対象文書について、実施機関は条例第6条第3号に該当するものとして一部公開決定を行っているため、この処分について、以下、検討する。

- (2) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関（中略）内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、いずれも実施機関の説明するとおり、有形文化財の指定に関して、各委員からの専門的な発言内容の記載があり、本件対象文書を公にした場合、所有者などの文化財関係者から、特定の委員個人に対する批判が行われる等、圧力及び干渉を加えられる可能性があると考えられる。そのため、今後の有形文化財の指定に係る審議の際に、委員は具体的な発言をちゅうちょし、適切な判断をすることができなくなり、委員会において率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。したがって、公正で中立な意思決定に支障を及ぼすおそれがあるとして、委員及び委員会の協議内容に係る事務局の発言内容

並びに委員名を条例第6条第3号に該当し、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に掲げる箇所については、会議の進行に関する事項又は指定を受けた有形文化財として公にされている事項であることから、公開されたとしても、今後の有形文化財の指定に係る審議に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、公開すべきである。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

【第3号該当】

該当資料名称	
該当項目	該当範囲
平成26年度 第2回文化財専門委員会議事概要	
4ページ 21行目	すべて
4ページ 22行目	5文字目から最後まで
4ページ 23行目	1文字目から26文字目まで
4ページ 25行目	すべて
4ページ 26行目	5文字目から最後まで
4ページ 27行目から28行目	すべて
5ページ 15行目	すべて
5ページ 23行目	1文字目から4文字目まで
5ページ 31行目	すべて
5ページ 34行目	すべて
6ページ 5行目	5文字目から最後まで
6ページ 9行目	1文字目から4文字目まで
6ページ 16行目から20行目	すべて

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
H30 / 1 / 15	行政文書公開請求書が提出される
1 / 22	行政文書一部公開決定通知書送付
2 / 14	審査請求書が提出される（処分庁：文化財課 審査庁：文化財施設課）
3 / 7	処分庁が審査庁に弁明書を提出
3 / 29	審査請求人が審査庁に反論書を提出
H31 / 1 / 9	口頭意見陳述を実施
R 1 / 6 / 11	審査会に対し諮問
2 / 8 / 24	第116回審査会で審議
10 / 23	第118回審査会で審議
11 / 20	第119回審査会で審議
12 / 18	第120回審査会で審議
3 / 1 / 14	答申（答申第88号）